

和泉市立中学校及び義務教育学校
部活動指導員勤務の
手引き

和泉市教育委員会

令和5年4月

部活動指導員勤務の手引き

1. 部活動指導員とは

文部科学省により「学校の教育活動に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する」と規定された職種。

2. 勤務条件等について

(1) 身分

和泉市の会計年度任用職員

(2) 任用期間

任用期間は、任用の開始日から、任用年度の3月末までの期間。

任用期間が満了したときは、退職となる。

再任用を希望する場合は、契約更新が可能。

(勤務成績が不良である時や事業廃止等により担当業務がなくなる場合を除く。)

(3) 勤務日及び勤務時間

1日の勤務時間は平日2時間以内、休日3時間以内。（大会、練習試合等の場合を除く。）

1週間の勤務日数は5日以内。（上限を平日4日、休日1日とする。）

(4) 勤務場所

和泉市立中学校、義務教育学校

(5) 職務内容

部活動指導員は、校長の指示のもと当該部活動の顧問又は担当教員と連携し、以下の職務を担う。

- ・実技指導
- ・安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導
- ・学校外での活動（大会及び練習試合等）の引率
- ・用具、施設の点検及び管理
- ・部活動の管理運営
- ・保護者等への連絡
- ・年間及び月間指導計画の作成
- ・生徒指導に係る対応
- ・事故が発生した場合の現場の対応（応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡及び教員等への報告等）

(6) 出勤の確認

部活動指導員は、部活動指導員勤務実績報告書（様式第3号）に、出勤日ごとに指導時間等必要事項を記入し、押印すること。（校長は、校長印を押印のうえ、毎月、翌月3日までに和泉市教育委員会事務局学校教育室までに提出すること。）

(7) 基本賃金

時給1,600円

(8) 通勤賃金

通勤距離片道2km未満	なし
通勤距離片道2km以上6km未満の場合	1勤務日につき200円 (ただし、月額4,200円を上限とする。)
通勤距離片道6km以上の場合	1勤務日につき 260円 (ただし、月額5,600円を上限とする。)

(9) 旅費請求

引率をして交通費が発生する場合は、部活動指導員勤務実績報告書（様式第3号）備考欄に必要事項を記入したうえで、旅費請求書を提出すること。

【別表1】

(10) 年次有給休暇及び特別休暇

所定勤務日数等により付与する。【別表2】

(11) 社会保険等

労災保険

(12) 服務及び義務

学校という職場は、個人情報を多数保管しており、部活動指導員として職場で知り得たことについての「守秘義務」を負う。その他、学校に勤める者は、地方公務員法に基づき、職務上及び身分上の義務を負う。また、勤務実績が良好でないと教育委員会が認めた場合は、任期中であっても解職するものとする。

3. その他

(1) 研修

教育委員会が実施する部活動指導に係る研修を受講すること。

（任用前1回程度、任用後年1～2回程度）

(2) 部活動の在り方に関する方針

「和泉市立学校に係る部活動の在り方に関する方針」を遵守すること。

【別表1】

旅費請求に関する提出書類

<旅費は振込み。提出期限は毎月23日（土日祝祭日の場合は前日）まで>

公共交通機関を利用した場合	<input type="checkbox"/> 旅費請求書（月日、出発地、出張先、用務、乗車駅下車駅を記入） 障害者手帳提示、団体割引等を受けた場合はその旨を鉛筆書き <input type="checkbox"/> 旅費等明細書 <input type="checkbox"/> 出張報告書
貸切バスを利用した場合	<input type="checkbox"/> 旅費請求書（月日、出発地、出張先、用務を記入） <input type="checkbox"/> 旅費等明細書 <input type="checkbox"/> 会計報告（学校作成） <input type="checkbox"/> 旅行会社からの内訳書 <input type="checkbox"/> 行程表 <input type="checkbox"/> 出張報告書

<参考>

日当について

目的地が近畿管外	2,000円
目的地が近畿管内（京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、三重県）	1,000円
目的地が大阪府内	支給しない

【別表2】

年次有給休暇及び特別休暇について

<年次有給休暇>

勤務する部活動指導員には、1の年度を通じて次の表に定める日数の年次有給休暇を付与する。

任用期間	週5日勤務	週4日勤務	週3日勤務	週2日勤務	週1日勤務
11箇月10日以上12箇月以下	20日	16日	12日	8日	4日
10箇月10日以上11箇月10日未満	19日	16日	12日	8日	4日
9箇月10日以上10箇月10日未満	17日	14日	11日	7日	4日
8箇月10日以上9箇月10日未満	15日	12日	9日	6日	3日
7箇月10日以上8箇月10日未満	13日	11日	8日	6日	3日
6箇月10日以上7箇月10日未満	11日	9日	7日	5日	3日
5箇月10日以上6箇月10日未満	10日	8日	6日	4日	2日
4箇月10日以上5箇月10日未満	9日	8日	6日	4日	2日
3箇月10日以上4箇月10日未満	7日	6日	5日	3日	2日
2箇月10日以上3箇月10日未満	5日	4日	3日	2日	1日
1箇月10日以上2箇月10日未満	3日	3日	2日	2日	1日
10日以上1箇月10日未満	1日	1日	1日	1日	1日
10日未満	0日	0日	0日	0日	0日

①年次有給休暇については、1日を単位として取得することを原則とする。

②任期が更新された場合の年次有給休暇日数は、再度の任期前に付与された日数のうち使用しなかった日数があるときは、当該年度に限りこれを繰り越すことができる。

<特別休暇>

1 週4日以上、勤務する者に限り、次に掲げる有給の休暇を付与する。

(1) 親族の喪に服する場合

ア 次に定める日数の範囲内で必要と認められる期間

死亡した者	付与日数
配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母及び子	5日
配偶者の父母（生計を一にする場合）	5日
配偶者の父母	3日
2親等以内の血族又は生計を一にする3親等以内の親族（おい及びめいを除く）	2日
生計を一にするおい及びめい	1日

イ 部活動指導員が喪主であるとき又は葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため遠隔地（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県及び三重県以外）に赴くときは、1日を加算した日数

(2) 小学校及び義務教育学校第6学年以下の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する部活動指導員（同居している場合に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年度を通じて5日（その養育する小学校及び義務教育学校6学年以下の子に加え、養育する小学校等就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）がいる場合にあっては、10日）以内

(3) 和泉市職員の介護休暇に関する規則（平成7年和泉市規則第11号）第3条第1項各号のいずれかに該当し、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があると医師の判断を受けた者（以下この号において「要介護者」という。）を介護する部活動指導員が、当該介護を行うため勤務し

ないことが相当であると認められる場合 1年度を通じて1日を単位として3日（要介護者が2人以上の場にあっては、6日）以内。

(4) 夏季特別休暇

ア 4日

イ 取得期間は7月から8月までとする

(5) 風水震火災その他の非常災害のため交通機関が途絶した場合 途絶の時間

(6) 風水震火災その他の天災地変のため住居が消滅又は破損した場合 災害事務に支障のない限り7日以内

(7) 女子の会計年度任用職員が出産する場合 出産予定日以前6週間以内（多胎妊娠の場合にあっては、14週間以内）及び出産後8週間以内（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く）

(8) 会計年度任用職員の配偶者が出産する場合 5日以内

(9) 会計年度任用職員が配偶者の出産予定日以前6週間以内（多胎妊娠の場合にあっては、14週間以内）又は出産後1年以内に当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合 2日以内

(10) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度を通じて5日（当該通院等が体外受精その他市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内

2 会計年度任用職員には、次に掲げる無給の休暇及び休業を付与する。

(1) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間

(2) 選挙権その他公民としての権利を使用する場合 必要と認められる時間

(3) 女子職員が生理日の場合 生理日のため就業が著しく困難な日のうち必要な期間

(4) 妊娠中の女子職員が医師の診査を受けるため通院する場合 8日（8回）以内

(5) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関等の混雑により母体の健康維持に支障を与える場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間

(6) 妊娠中の女子職員が妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合 7日以内

(7) 会計年度任用職員が生後1年6月に達しない子を育てるため正規の勤務時間中に授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分。ただし、勤務を要する時間が4時間以下の場合は、1回30分とする。

(8) 和泉市会計年度任用職員の介護休暇制度に関する要綱に定めのある休暇

(9) 和泉市職員の育児休業等に関する条例に規定する育児休業

(10) 負傷又は疾病のために勤務できない場合 医師の診断書に基づき最小限度必要と認められる期間。ただし、1の年度において90日以内（週休日及び休日を含む）とし、その期間が引き続き10日以上となる場合には、1の年度において1回に限り、取得の日の初日から3日以内（週休日及び休日を含む）を有給の休暇とする。

3 特別休暇についても年次有給休暇と同様に、1日を単位として取得することを原則とする。

4 1(1)及び(6)に掲げる特別休暇は、連続してこれを与えるものとする。この場合において、日数には、特別休暇が週休日又は休日をはさんで与えられた場合におけるその週休日及び休日を含むものとする。